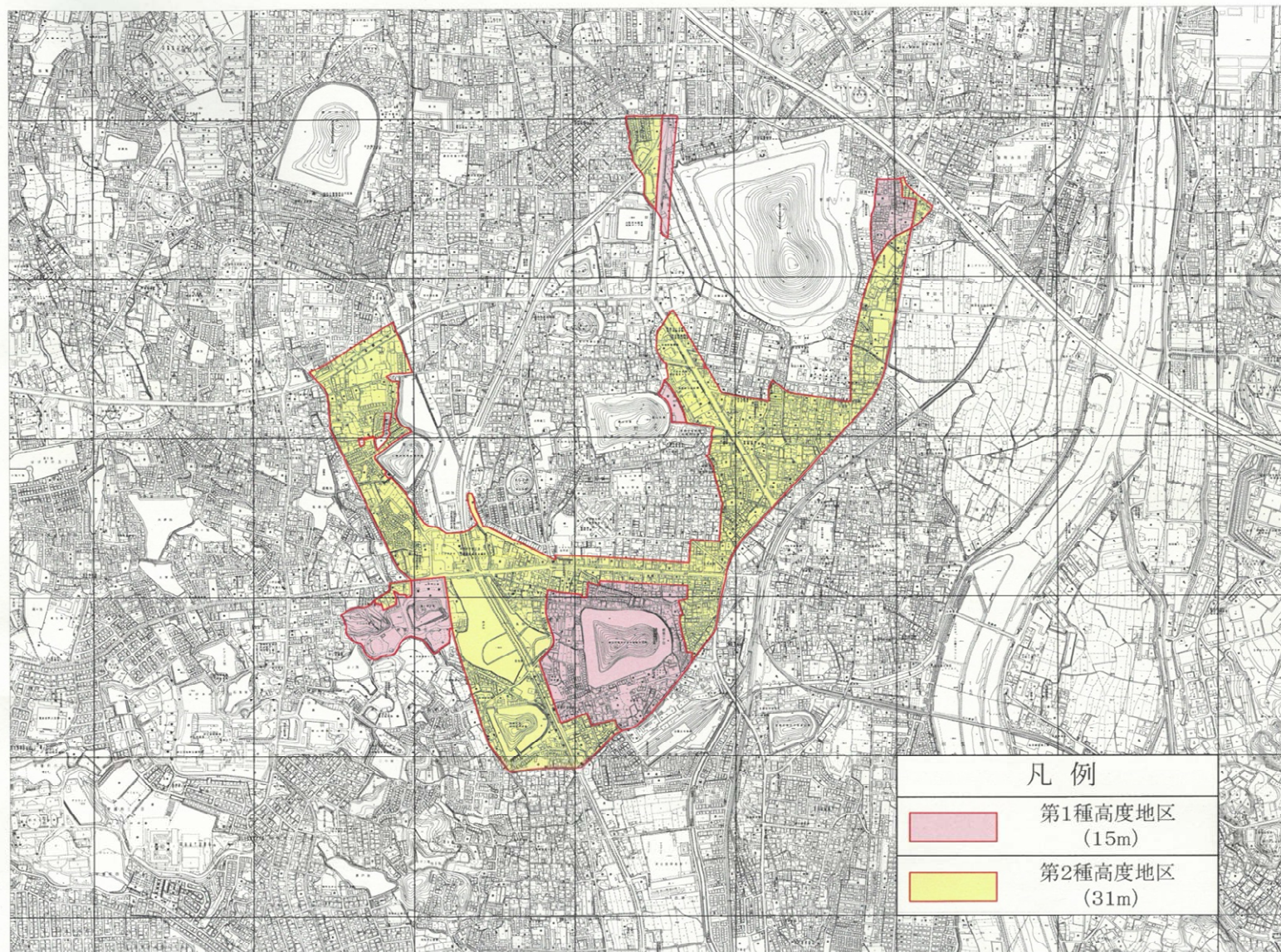


建築物の「高さ」の制限について（概要）

1. 高度地区の区域



2. 高度地区の制限内容

第1種高度地区	15m以下
第2種高度地区	31m以下

※緩衝地帯において、第一種低層住居専用地域は建築物の高さ10mが限度。

3. 高度地区制限の適用除外

既存不適格建築物の建替え等

⇒「同規模・同用途等の一定条件」のもと

最初の1回に限り建替えが可能。【市長の認定が必要】

4. 高度地区の区域における必要な手続き

建築基準法第五十八条

高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。

⇒建築行為を行う際の建築確認により審査。